

衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月31日（金）、第21回の委員会が開かれました。

- 1 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）
 - ・山下法務大臣、門山法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保、柚木道義君（無））
 - ・宮崎政久君外6名（自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保）から提出された附帯決議案について、松平浩一君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成一自民、立憲、国民、公明、共産、維新、社保、柚木道義君（無））
（質疑者）宮崎政久君（自民）、浜地雅一君（公明）、山本和嘉子君（立憲）、松平浩一君（立憲）、源馬謙太郎君（国民）、森田俊和君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮崎政久君（自民）

- （1） 司法書士法及び土地家屋調査士法の目的規定を使命規定に改めた意義・理由
- （2） 司法書士会及び土地家屋調査士会における個々の司法書士及び土地家屋調査士に対するそれぞれの研修の現状及び当該研修への政府の協力体制
- （3） 災害復興等における司法書士及び土地家屋調査士の貢献に対する法務省の認識
- （4） 空き家問題や所有者不明土地問題等の現代の課題に対し司法書士及び土地家屋調査士の専門性を活用していく必要性についての法務省の見解
- （5） 本法案で明確化された社会的な使命を持つ司法書士及び土地家屋調査士のデジタル化の進展による過疎・偏在を防止するための業務活動の在り方についての法務大臣の見解

浜地雅一君（公明）

- （1） 懲戒手続
 - ア 本法案で設けられた懲戒処分に関する除斥期間の規定における懲戒の事由が発生してから7年が経過すると開始することができなくなる「処分の手続」の具体的内容
 - イ 懲戒権者を法務大臣に改めた趣旨が没却されることのないよう、聴聞手続について法務大臣の権限を法務省令により法務局又は地方法務局長に委任する範囲の現時点における検討状況
 - ウ 法務大臣の権限を委任することができる旨の規定にかかわらず、懲戒処分の最終判断は法務大臣が行うことの確認
- （2） 司法書士の業務
 - ア 「法律相談」の一般的な定義の有無
 - イ 司法書士の業務について規定している司法書士法第3条第1項第7号の「法律相談」は司法書士の訴訟代理権の範囲に限定されるのかどうかの確認
 - ウ 同項第5号の「手続的な相談」は一般的な法律相談を前提としたものであるとの考えに対する法務省の見解
- （3） 総合法律支援法に基づく特定援助対象者法律相談援助事業に更に司法書士の積極的な活用を図る必要性
- （4） 司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定の新設の検討の必要性についての法務大臣の見解

山本和嘉子君（立憲）

- (1) 本法案で設けられた司法書士の使命規定の具体的内容及びそれにより期待される成果並びに現在の司法書士の業務に加えて人権擁護活動や多重債務問題等に主体的に関わることもイメージされているのかについての法務大臣の見解
- (2) 司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定創設の必要性
- (3) 本法案で設けられた土地家屋調査士の使命規定の具体的内容及びそれにより期待される成果、空き家問題や所有者不明土地問題への土地家屋調査士の主体的な取組への期待の有無並びに司法書士及び土地家屋調査士の活動の東日本大震災の復興への貢献が本法案における使命規定の創設に影響したことの確認
- (4) 懲戒手続
 - ア 司法書士及び土地家屋調査士の懲戒手続の除斥期間を7年とした理由及び当該期間の見直しの可能性
 - イ 司法書士及び土地家屋調査士の懲戒権者である法務大臣が、法務局又は地方法務局長に委任する権限の具体的内容
 - ウ 懲戒に係る手続のうち法務局長等への委任が予定されている事実の調査について、現行どおり各司法書士会への委嘱が想定されているのか否かの確認及びその委嘱の具体的な手続
- (5) 司法書士及び土地家屋調査士に対する登録前の研修の必要性及び当該研修を含めた各種研修の在り方
- (6) 司法書士法人及び土地家屋調査士法人について、平成14年の改正の際に一人法人を容認しなかったにもかかわらず、今回容認することとした理由
- (7) 空き家問題や所有者不明土地問題等の課題
 - ア 当該課題に対する法務省の認識
 - イ 空き家問題や所有者不明土地問題等の原因とされている相続登記未了問題などの解決のために司法書士及び土地家屋調査士に求められる専門的知見の具体的内容、分野及び役割
 - ウ 空き家問題や所有者不明土地問題等の解消のための予算措置の具体的内容及び予算拡充の必要性
- (8) 土地所有者情報を円滑に把握するために、不動産登記情報、固定資産税課税台帳、農地台帳等の各種台帳の情報を連携させて、データの相互性を担保する等の土地情報基盤を整備する必要性
- (9) 登記所備付地図の整備の促進のために活用が望まれる土地家屋調査士の技能等の具体的内容並びに登記所備付地図の整備の過去の実績及び今後の展望
- (10) 相続登記の手続に司法書士や土地家屋調査士等の専門家を更に活用し、各種の手続がスムーズに進む仕組みを構築する必要性及び諸外国における相続の際の専門家の関与についての法務省の見解
- (11) 地方公共団体が利用見込みのない土地の寄附を受け付け、このような土地を適切に利用あるいは管理するような受皿整備の必要性

松平浩一君（立憲）

- (1) 官報に掲載された破産者情報と個人情報の保護
 - ア 個人情報の保護に関する法律第23条第2項のオプトアウト手続に基づき個人情報の第三者提供が可能な場合でも、同法第2条第3項の「要配慮個人情報」については同手続の対象外であり、本人の同意なく第三者に提供することはできないことの確認
 - イ 破産者情報の「要配慮個人情報」該当性
 - ウ 破産者情報を「要配慮個人情報」に含める必要性
- (2) 本法案
 - ア 現行法における司法書士又は土地家屋調査士に対する戒告処分の取消訴訟の提起の可否

- イ 本法案による改正後の戒告処分に対する取消訴訟の提起の可否
 - ウ 隣接する土業の業際問題に対する今後の法務省の取組方針についての法務大臣の見解
- (3) 国外サーバーへのアクセスと捜査権
- ア 刑事訴訟法第 218 条第 2 項に基づく捜査機関の令状による記録媒体のデータの差押えに当たり、アクセス先のサーバーが国外にある場合におけるリモートアクセスによるメールデータの差押えの可否
 - イ 国外サーバーへのアクセスに関する捜査上の問題について、世界的な枠組みの構築に向けてリーダーシップを発揮して問題に取り組む必要性についての法務大臣の見解

源馬謙太郎君（国民）

- (1) 司法書士法及び土地家屋調査士法の目的規定を使命規定にそれぞれ改めることとした背景及びその理由
- (2) 司法書士法人及び土地家屋調査士法人
 - ア 一人法人を容認することとした理由及び平成 14 年の改正では一人法人を容認しなかった理由
 - イ 一人法人を容認する利点
- (3) 今後の司法書士の業務範囲の拡大に向けた見直しについての法務大臣の見解
- (4) 司法書士及び土地家屋調査士が所有者不明土地問題や空き家問題に関わることにより期待される効果
- (5) 司法書士以外の者が商業登記の本店移転の登記に必要な書類の作成等をウェブサイト上で支援する事業が司法書士法に違反しているのではないかとの懸念に対する法務省の見解
- (6) 司法書士試験に合格した者に対し、一定の研修の修了を義務付けるべきとの指摘に対する法務省の見解

森田俊和君（国民）

- (1) 川崎殺傷事件を受け、安全対策や厳罰化などの短期的な視点だけでなく、中長期的に考え、追いつかない、誰もが生き生きと暮らせる社会を作っていくべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (2) 所有者不明土地問題への政府の取組の進捗状況
- (3) 相続人全員が相続放棄をする事例が増えており、それにより国庫に帰属する土地が増加した場合これらの土地を国が管理し切れなくなるのではないかとの懸念に対する法務大臣の見解
- (4) 所有者不明土地について、取り組むべき土地に優先順位を付け、スピード感をもって対応すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (5) 所有者のわからない倒壊の危険のある空き家への対処方法
- (6) 管理されていない樹木の枝が通学路などに飛び出して往来の邪魔になっている場合の対処方法
- (7) 所有者不明土地問題や空き家問題等の解決に向けて、本改正により司法書士及び土地家屋調査士が果たすべき期待される役割についての法務大臣の見解

藤野保史君（共産）

- (1) 本法案
 - ア 本法案で設けられる司法書士の使命規定である改正後の司法書士法第 1 条の「自由かつ公正な社会」とは、憲法上の基本的人権が擁護されていくような公正な社会を意味していることの確認
 - イ 個々の司法書士だけでなく、司法書士会及び日本司法書士会連合会も同条に規定される使命を達成するため活動をしていくことの確認
 - ウ 本法案においても根拠規定が設けられていないが、現在行われている司法書士による無資力者を

- 対象とした法律扶助は、同条に規定された使命に沿う活動であることの確認
- (2) 昭和 42 年に起きた布川事件の再審無罪確定後にえん罪被害者が提起した国家賠償請求訴訟
 - ア 警察は原告が主張したアリバイについて原告の兄が否定していると虚偽の発言をし、偽計を用いて原告を自白させようとしたとの原告側の主張についての本年 5 月 27 日の東京地方裁判所判決の判示内容
 - イ 被害者宅で原告を目撃した旨の供述をした人がいるとの警察の発言に対する同裁判所判決の判示内容
 - ウ 原告の母もやったことは仕方ないのだから素直に話せと言っているとの警察の発言に対する同裁判所判決の判示内容
 - エ 事件当時の裁判において、検察が原告に有利な証拠の開示に応じなかったために、原告が 29 年間雪えんできず、身体を拘束されたことに対する法務大臣の認識
 - オ 検察官の証拠開示義務についての同裁判所判決の判示内容
 - (3) 再審請求審における証拠開示に関するルールの具体化の必要性についての法務大臣の見解
 - (4) 刑事手続に関する協議会の開催状況

串田誠一君（維新）

- (1) 刑務官の職場環境の改善の必要性に対する法務大臣の見解
- (2) 別居状態である一方親による子の連れ去り
 - ア 5 月 29 日の当委員会で子を連れ去られた側の親に学校行事を教えない法律上の根拠を民法第 766 条とした文部科学省の答弁は誤解に基づくものとの考えに対する法務省の見解
 - イ 子を連れ去られた側の親も監護権を有することから、離婚後の子の監護に関する事項の定め等を規定する民法第 766 条が学校行事を教えない法律上の根拠になり得ないとの考えに対する法務省の見解
 - ウ 法務省の答弁では、民法第 766 条は別居に当たって実力行使で子を連れ去った親を有利に扱うような解釈となり、日本が子の連れ去りを推奨する国であると世界に公言することになってしまうとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 所有者不明土地問題の解決に向けた司法書士及び土地家屋調査士の積極的な活用方針
- (4) 所有者不明土地とされていても司法書士等の専門家に依頼をすれば所有者が判明する場合が多いことの確認
- (5) 司法書士等の専門家に依頼をすれば所有者不明土地の所有者は判明することが多いという事実を広報活動により周知する必要性
- (6) 相続人が相続登記しない要因の正確な分析の有無
- (7) 相続登記の義務化や所有権放棄の議論に当たって、土地を相続しても負担増にならないような相続財産の清算方法の在り方も検討する必要性